

矢巾町農林業ビジョン

未来に引き継ぐやはば型農林業の実現



城内山から望む田園風景

岩手県矢巾町

目 次

1. 矢巾町農林業ビジョンの位置づけ	2
2. 農地の活用推進	4
(1) 潜在的耕作放棄地等の現状	5
(2) 新たな集積先等の確保・支援	9
3. 持続可能な農業経営体の育成	13
(1) 高収益作物の生産推進	13
(2) 農畜産物の販路拡大の推進	16
(3) 有害鳥獣駆除の担い手育成	19
(4) 本町の児童・生徒等に対する農業の魅力発信	21
4. 森林の保全・山村の振興	23
(1) 森林整備・樹種転換による防災等の推進	23
(2) 原木林造成による原木椎茸の生産推進	25

1. 矢巾町農林業ビジョンの位置づけ

本町農林行政の最大の使命は、いかなる時代でも安全・高品質・多種多様な農畜産物を安定的に供給できる環境を守り、防災、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養・教育の提供等の多面的機能を有する農業・農村及び森林・山村を守ることです。

矢巾町総合計画の下に位置づけられる矢巾町農林業ビジョンは、このような使命を踏まえ、現状の課題と2040年におけるあるべき姿を描き、両者のギャップを埋めるために本町等が行うべき施策をとりまとめたものであり、これらを未来の町民にまで引き継ぐことを目的とするものであります。

なお、矢巾町農林業ビジョンは矢巾町総合計画の改定等を踏まえ、5年毎に見直すものとします。

2. 農地の活用推進

農林水産省の発表によると、平成29年度の全国の食料自給率はカロリーベースで38%、生産額ベースで65%に留まります。このような割合を踏まえると、対外的な事情によっては、本町民等に安全・高品質・多種多様な農畜産物を安定的に供給できない状況も生じうると考えます。よって、他市町村と同様に本町も安全・高品質・多種多様な農畜産物の生産増進に努めるべきと考えます。

農畜産物の生産増進の基盤は言うまでもなく農地であり、農畜産物の生産増進のためにはまず農地面積を維持することが不可欠であります。町民人口3万人を目指す本町においては、今後も更なる宅地需要が見込まれるところですが、現在全圃場面積の約9割が含まれている農業振興地域においては、今後も農地における不要不急な開発行為、営農に支障を来すような開発行為等を抑制し、都市と農村が調和したまちづくりを目指してまいります。

農地の維持も重要ですが、当然ながらその農地を余すところなく活用しなくては農畜産物の生産増進には繋がりません。また、本町農林行政の最大の使命の一つである多面的機能を有する農業・農村の保全のためには、農地、農業用施設等が荒廃しないよう日々農業経営を行いながらそれらを維持管理していくことが不可欠であります。よって、多面的機能を有する農業・農村を守るためにも、農地を余すところなく活用しなくてはな

りません。

本町における農地の活用状況ですが、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組合（以下「農業経営体」と言う。）への農地集積率は平成30年8月時点で81.2%であり、耕作放棄地は町内の全農地の1%未満となっております。このことから、現状においては、本町の農地の活用状況は県内全域を見ても非常に良好であることがわかります。

このことを踏まえ、2040年においてはさらに、

- ① 農業経営体への農地集積率を9割以上とし、
- ② 耕作放棄地を現割合並みに抑えるべきと考えます。



本町高田・藤沢地区の優良農地

(1) 潜在的耕作放棄地等の現状

上記のとおり、現在本町の農地の活用状況は非常に良好ですが、本町が平成30年6月に町内の岩手中央農業協同組合の正組合員1,734名を対象に行った意向調査の結果によると、回答者1,235名のうち404名が今から概ね10年以内に経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答しております（内訳は下欄のとおり。）。

種 別	人 数
認定農業者(個人)	9
(うち集落営農組合の構成員)	(6)
認定農業者(農事組合法人)の構成員	89
法人化を目指す集落営農組合の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	155
農業経営体に属さない者	138
無記名	13
合計	404

また、上記意向調査によると、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した理由は以下のとおりです。

理 由（複数回答）	人 数
後継者がいないため	213
高齢のため	198
農業では生計が維持できないため	161
農業以外の仕事が忙しいため	75
病気のため	40
その他	12

上欄のとおり、「後継者がいないため」と回答した者が213名、「高齢のため」と回答した者が198名おり、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した者の半数以上が、高齢のため10年後も同様に農業経営を行うことはできないが、経営継承できる後継者もないことがわかります。また、「農業では生計が維持できないため」と回答した者が161名、「農業以外の仕事が忙しいため」と回答した者が75名おり、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した者の4割から6割が兼業農家であり、金銭的・時間的制約から農業経営が困難であることがわかります。このような高齢者・兼業農家が農業経営を持続することは困難であるので、このままでは、今後10年以内に現に彼らが耕作する農地から耕作放棄地が発生するものと考えます。

一方で、上記意向調査に対して、今から概ね10年後を見据え、経営規模の拡大を希望すると回答した者は45名に留まります（内訳は下欄のとおり。）。

種 別	人 数
認定農業者・認定新規就農者(個人)	23
(うち農事組合法人・集落営農組合の構成員)	(11)
認定農業者(農事組合法人)の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	4
法人化を目指す集落営農組合の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	12
農業経営体に属さない者	5
無記名	1
合 計	45

上記の2040年に向けた目標を達成するためには、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した404名が耕作を放棄する見込みの農地（以下「潜在的耕作放棄地」という。）を、他の農業経営体に早急に集積し、又は同経営体の他の構成員に耕作させる（以下「集積等する」という。）必要があります。

上欄のとおり、集落営農組合（農事組合法人を含む。）のうち、経営規模の縮小又は廃業を希望する構成員（個人の認定農業者を含む。）は253名にも上る反面、経営規模の拡大を希望する構成員（個人の認定農業者を含む。）は26名に留まります。また、集落営農組合（農事組合法人を含む。）のうち11組織には、経営規模の縮小又は廃業を希望する構成員（個人の認定農業者を含む。）がいる反面、経営規模の拡大を希望する構成員がおりません。集落営農組合の構成員が耕作できなくなった農地について

は、原則他の構成員が耕作しますが、以上の回答結果を踏まえ、全ての集落営農組合が構成員のみで自らが抱える潜在的耕作放棄地を解消するには限界があると考えます。

また、上記意向調査に対して、今から概ね10年後においても、現在の経営規模を維持したいと回答した者は785名にも上りました。785名のうちには、現在の経営規模において十分な収益を得ているためそのように回答した者もいれば、農業経営によって十分な収益を得ていないが、自らが現に耕作する農地を他に維持管理できる者が地域にいないという消極的な理由でそのように回答した者もいる可能性があります。後者は、できれば他の農業経営体に集積したい農地（以下「消極的耕作地」という。）を有している可能性が高いので、潜在的耕作放棄地ほどの緊急性はありませんが、消極的耕作地についても他の農業経営体に早急に集積等しなければなりません。

このことを踏まえ、2040年においては潜在的耕作放棄地及び消極的耕作地（以下「潜在的耕作放棄地等」という。）が全て解消されるべきと考えます。

そのために、本町、本町農業委員会等から構成される矢巾町農業経営体連絡協議会は、

- ① 潜在的耕作放棄地を現に耕作する者から、経営規模の縮小又は廃業に向けたスケジュール、潜在的耕作放棄地の耕作条件・地理的条件等の情報を聴取し、
- ② 消極的耕作地を現に耕作する者から、消極的耕作地の耕作条件・地理的条件等の情報を聴取し、

- ③ ①及び②により徴取した情報を踏まえ、各地域で、集落営農組合その他の農業経営体が参加した上で、地域の潜在的耕作放棄地等の新たな集積先又は耕作者（以下「集積先等」という。）について協議（以下「集積等に係る協議」という。）がなされるよう支援し、
- ④ 当該協議の結果が地域の人・農地プランに反映されるよう支援します。

(2) 新たな集積先等の確保・支援

集積等に係る協議により、新たな集積先等が決定されるためには、

- ① 地域において新たな集積先等となりうる者が十分に確保され、
- ② 地域において新たな集積先等となる負担（以下「集積等に係る負担」という。）が軽減されるよう十分な支援を受けられることが重要となります。

新たな集積先等として、上記意向調査に対して、経営規模の拡大を希望すると回答した認定農業者及び集落営農組合の構成員が有力と考えられます。よって、矢巾町農業経営体連絡協議会は、彼らから経営規模の拡大に向けたスケジュール、必要とする農地の耕作条件・地理的条件等の情報を聴取し、当該情報

をもとに集積等に係る協議の参加者について助言をしてまいります。

また、異なる地域の農業経営体同士で換地を行うだけでなく、地域内の潜在的耕作放棄地等を集積する代わりに地域外で集積していた農地を手放すことでも集約を進めることができると考えます。平成31年1月現在地域の人・農地プランに位置づけられた中心経営体への当該地域内農地の集積率は各地域平均すると47.8%に留まります。当該中心経営体全てが本町の農業経営体というわけではありませんが、本町全体での農業経営体への農地集積率が8割を超えていることを踏まえると、本町の農業経営体の多くは地域外の農地も集積していることになります。

2040年には、地域ごとの中心経営体への農地集積率が本町全体での農業経営体への農地集積率と同水準となるよう、矢巾町農業経営体連絡協議会は、

- ① 異なる地域の農業経営体同士での換地に係る協議を支援し、
- ② 現に経営規模の拡大を希望していなくても、地域内への農地集約を希望する農業経営体にも集積等に係る協議への参加を促します。

現に経営規模の拡大を希望する者や地域内への農地集約を希望する者がいない地域は、地域外の農業経営体、特に経営規模の拡大を希望する集落営農組合に属さない認定農業者を交えて集積等に係る協議を行うべきと考えます。しかし、耕作地が分散すればその分農業経営に時間的・金銭的コストがかかるため、地域外の農業経営体を新たな集積先とするには限界があります。

よって、地域内外の農業経営体等と協議を行っても新たな集積先等が決定しない地域も生じうると考えますが、当該地域であっても、地域の潜在的耕作放棄地等において専業農家として新規に就農する者を募るべきと考えます。

上記の手順を踏まえ、集積等に係る協議を進めていくべきですが、特定の集積先等に潜在的耕作放棄地等を集積等すればするほど、当該集積先等の集積等に係る負担は大きくなります。よって、新たな集積先等を決定する上で、特に農業従事経験のない者を潜在的耕作放棄地等において就農させる場合は、集積等に係る負担が軽減されるよう支援することが重要と考えます。

集積等に係る負担を軽減するためには、新たな集積先等が効率的な農業経営を行える環境、特に大区画であり、十分に集約された潜在的耕作放棄地等を提供することが重要と考えます。本町の水田面積約2,423haのうち約1,923haは、基盤整備事業により、既に大区画化、汎用化、農道整備、パイプライン化等が実現されておりますが、本町は、岩手県等の関係機関と連携の上、本事業をさらに推進します。また、地域内の潜在的耕作放棄地等については、入り作分も含め、換地等を行い、農地の集団化を進めるべきであり、矢巾町農業経営体連絡協議会は、地域内での農地の集団化に係る協議も支援してまいります。

また、集積等に係る負担を軽減するためには、地域ぐるみで新たな集積先等の農業経営を支援することが重要と考えます。例えば、潜在的耕作放棄地等を集積し、離農した元兼業農家が、休日に当該潜在的耕作放棄地等において、自前の機械でできる

草刈等の軽作業を行うこともこのような支援に当たると考えます。新たな集積先等がこのような支援を受けられるよう、地域における関係性づくりも本町は支援してまいります。



農地利用図を活用して集積等に係る協議を行う様子

3. 持続可能な農業経営体の育成

後継者不在のため農業経営が困難な高齢者、金銭的・時間的制約から農業経営が困難な兼業農家等から潜在的耕作放棄地等が発生している現状を踏まえると、本町の農業経営体は専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を安定して得ることができ、後継者がいる又は確保できる者（以下「持続可能な農業経営体」という。）が望ましいと考えます。

このことを踏まえ、2040年においては本町の全ての農業経営体が持続可能な農業経営体であるべきと考えます。

(1) 高収益作物の生産推進

専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を得るためにはどの程度の経営規模が必要なのでしょうか。上記の意向調査の回答者720名（平成30年8月時点で農畜産物の販売実績がないものは含まない。以下同じ。）のうち農協以外の売り先があると回答したものは175名のみとなっています。また、上記の意向調査の回答者1,154名のうち個人名義で販売用に作付している品目として主食用米（うるち米）を上げたものは最も多く537名にも上りました。このように本町の農業経営体は主食用米（うるち米）主体の農業経営を行っており、その大半を系統販売していることがわかります。主食用米（うるち米）の移植栽培のみを

行い、生産した主食用米を全量系統販売する農業経営体の収益状況についてですが、

- ① 岩手県農業研究センターが2015年に公表した岩手県農業技術体系を踏まえ、
- ② 10aあたりの収穫量を570kg、系統販売金額を30kgあたり6,225円、販売手数料を本金額の3.5%と想定し、
- ③ トラクター、コンバイン等の必要な農業機械を全て個人で所有し、実耐用年数で償還すると想定した場合、

経営規模が5haだと毎年約160万円の赤字、経営規模が15haでも毎年約75万円の赤字となり、専業農家として十分な収益を得られません。経営規模が30haとなれば、毎年約490万円の黒字となり、家族経営等であれば専業農家となることができます。仮に必要な農業機械を他の1経営体と共有し、減価償却費も両者で折半すれば、経営規模が15haでも毎年約360万円の黒字となり、専業農家とまではいかずとも農業主体で生計を立てることが可能です。しかし、平成30年度に矢巾町農業再生支援協議会が本町の認定方針作成者である岩手中央農業協同組合に割り振った主食用米の生産目安は約1,274haのみである反面、平成31年1月時点で本町には、法人化していない個人の認定農業者及び認定新規就農者だけでも96名存在しております。よって、仮に彼ら全員が主食用米を30ha生産しようとする、町内の農地だけでは足りなくなります。このような圃場面積のわりに農業経営体数が多い本町において、各農業経営体が専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を安定して得るためには、米、麦等の

多くの経営面積を必要とする土地利用型作物だけでなく、少ない経営面積でも十分な収益を得ることができる園芸作物等の高収益作物も生産すべきと考えます。

高収益作物を生産する農業経営体の収益状況についてですが、町内での生産も盛んで、園芸作物の中でも面積当たりの収穫量が多いきゅうりを30a露地で生産し、全量系統販売する場合を例に試算すると、

- ① 岩手県農業研究センターが2015年に公表した岩手県農業技術体系を踏まえ、
- ② 10aあたりの収穫量を8,500kg、系統販売金額を1kgあたり253円、販売手数料を本金額の2%と想定し、
- ③ トラクター等の必要な農業機械を全て個人で所有し、実耐用年数で償還すると想定した場合、

毎年約150万円の黒字となります。上記の主食用米等との複合経営、農繁期の雇用を確保した上で生産面積の拡大等を行えば、主食用米のみを生産する場合よりはるかに少ない農地でも専業農家となることができます。

このことを踏まえ、本町としては、

- ① 園芸作物の生産に不可欠な暗渠排水設備の導入（圃場の汎用化）を推進し、
- ② 高収益作物の生産に用いる農業用機械の導入については優先的に支援し、
- ③ 高収益作物の生産技術、高収益作物を活用した農業経営に係る研修会、意見交換会等を優先的に行います。



本町が東北一（平成30年時点）の生産量を誇るズッキーニ

(2) 農畜産物の販路拡大の推進

上記では、全て系統販売を例に農業経営体の収益状況を試算しましたが、系統販売以外の販売方法を確保することで当該収益状況は改善しないでしょうか。

上記の意向調査において、回答者720名のうち73名が市場へ出荷していると回答しましたが、本町産の野菜、果樹等を取り扱う主な市場として盛岡市中央卸売市場が挙げられます。当該市場におけるきゅうりの売値を例に挙げると、初出荷時期である平成30年7月6日から21日までの中値は上記の系統販売金額を常に上回っており、この期間の中値を平均すると、約620円になります。市場の売値は常に変動しているため、市場出荷により

常に高い収益を得られるわけではありません。しかし、きゅうりの初出荷時期等の例年価格が高騰する時期を踏まえ、農業経営を行うことは、収益状況を改善する上で重要と考えます。

また、上記の意向調査において、回答者720名のうち52名が特定の取引先（産直施設を除く。以下同じ。）と契約販売をしていると回答しました（内訳は下欄のとおり。）。

種 別	人 数
認定農業者(個人)	22
（うち農事組合法人・集落営農組合の構成員）	（ 9 ）
認定農業者(農事組合法人)の構成員 （個人の認定農業者を除く。）	7
法人化を目指す集落営農組合の構成員 （個人の認定農業者を除く。）	14
農業経営体に属さない者	9
合 計	52

中には系統販売に適さない規格外品を販売するために特定の取引先と契約販売をしている者もありますが、上欄のとおり個人の認定農業者のうち22名が特定の取引先と契約販売をしていると回答しており、そのうち9名が平成29年の総販売金額のうち当該取引先との販売金額が最も多いと回答しております。少数ではありますが、特定の取引先との契約販売を主体に生計を立てている者もいることがわかります。最終消費者に近い加工・小売業者、飲食・宿泊施設等と直接的に売買契約を結べれば、

運送・保管手数料等の流通コストが軽減されるため、系統販売より多くの収益を得ることができると考えます。

加工・小売業者、飲食・宿泊施設等と新たに直接、安定した販売量・金額で長期的に売買契約を結ぶためには、彼らに販売しようとする農畜産物の優位性を十分に理解させ、既存の売買契約を見直させなければなりません。よって、その他の売買契約を結ぶとき以上に売り先のニーズを踏まえた農畜産物の差別化及び宣伝が重要となります。

このことを踏まえ、本町は、

- ① 隣接した盛岡市、首都圏等の大消費地を中心に、本町の農業経営体との売買契約の締結に関心を示す加工・小売業者、飲食・宿泊施設等に係る情報を積極的に収集・提供し、
- ② 当該加工・小売業者、飲食・宿泊施設等のニーズを踏まえた農畜産物の生産、加工品の開発、農業生産工程管理（GAP）の取組等を優先的に支援し、
- ③ 当該加工・小売業者、飲食・宿泊施設等を対象に、試食等を交えた町産農畜産物の商談会・町長等によるトップセールスを行います。

また、加工・小売業者、飲食・宿泊施設等が既存の売買契約を見直す大きな要因として、最終消費者からの評価が挙げられますので、町産農畜産物が消費者から高い評価を受けられるよう、本町は、

- ① 盛岡市、首都圏等の大消費地を中心に、小売業者等と連携して、町産農畜産物の販売会を実施し、

- ② 町産農畜産物を用いた農業体験、料理体験、試食会等を行い、
- ③ これらの販売状況、最終消費者からの反応等の情報を加工・小売業者、飲食・宿泊施設等に積極的に提供してまいります。



矢巾の恵みを味わうタベの様子

(3) 有害鳥獣駆除の担い手育成

持続可能な農業経営体となるためには、もちろん農業経営体自身の努力が不可欠ですが、農業経営体の努力ではどうしても避けられない農業経営を行う上での障害を取り除くことも大変重要であると考えます。このような障害の中で、特に現在深刻な

のが、有害鳥獣による農畜産物被害であると考えます。

近年は有害鳥獣による農畜産物被害が増加しております。東北農政局によると平成28年度における岩手県内の農作物被害額は39,787万円であり、10年前の2倍以上となっております。当該被害額のうち21,978万円はシカによるもので占められております。本町においては未だシカによる農畜産物被害は認められていませんが、シカは繁殖力に優れ、1年で個体数が1.15～1.2倍になることから、シカによる農畜産物被害が発生するのも時間の問題であると考えます。

このような農畜産物被害を抑制するためには、有害鳥獣駆除の担い手が十分に確保され、彼らの有害鳥獣駆除の技術が高い水準で維持されることが不可欠であります。平成30年8月時点で本町と連携して有害鳥獣駆除を行う矢巾町有害鳥獣駆除員は16人のみであり、そのうち12人は60歳以上となっております。また、本町にある矢巾総合射撃場は、県内の猟友会員を中心に年間約2,500人が来場する担い手育成施設ではありますが、現在老朽化の一途を辿っており、このままでは担い手育成のために必要な機能を維持できなくなります。このことを踏まえ、本町は、

- ① 矢巾総合射撃場等の担い手育成施設がその機能を維持できるように必要な支援を行い、
- ② 矢巾町有害鳥獣駆除員等の本町の担い手が当該施設を十分に利用できるような必要な支援を行い、
- ③ これらの支援策を狩猟に関心を示す担い手候補者に十分

に周知し、本町は担い手にとって魅力的な町であるとの認識を広げ、矢巾町有害鳥獣駆除員等の担い手の拡充・若返りを図ります。



矢巾総合射撃場における射撃訓練の様子

(4) 本町の児童・生徒等に対する農業の魅力発信

各農業経営体が将来にわたって後継者を確保できるようになるためには、将来的に就農しうる本町の児童・生徒等が農業を魅力ある仕事として、そして各農業経営体を魅力ある職場とし

て認識しなくてはならず、そのためには各農業経営体の仕事風景や生産している農畜産物について知る機会が充分になくはありません。

このことを踏まえ、本町は、農業経営体、矢巾町教育委員会等と連携しながら、本町の児童・生徒を対象に、実際に本町の農業経営体が実施しているスマート農業等の最先端の農業経営に係る体験授業等を実施します。

また、本町の児童・生徒が町産農畜産物と十分に触れ合えるよう、町産農畜産物を積極的に給食に用い、町内の産直施設等を支援します。



銀河のしずく給食試食会の様子

4. 森林の保全・山村の振興

(1) 森林整備・樹種転換による防災等の推進

本町農林行政の最大の使命の一つである多面的機能を有する森林・山村の保全のためには、森林、林業用施設が荒廃しないよう日々林業経営を行いながら、それらを維持管理していくことが不可欠であります。しかし、農林水産省が2016年に公表した2015年農林業センサス報告書第1巻都道府県別統計書によると、本町の林業経営体は12経営体のみであり、彼らが林業経営を行っている保有山林は107haのみとなっております。当該統計書によると、本町の私有林面積は551haであることから、本町私有林の約8割においては林業経営が行われていないこととなります。さらに、本町には森林経営計画を策定している林業経営体がないこと、本町私有林において林道として認定された道がないこと等を踏まえると、林業経営が行われているはずの森林でも十分な森林整備が行われているとは限りません。また、近年では松くい虫被害を受けた枯損木が急増しており、平成29年度においては、岩手県が行う現地調査等により、町内において約390m³の枯損木が新たに発見されました。このまま森林整備が行き届かず、松くい虫被害が増加していけば、立木が生育不良となり、森林の土壌が流出しやすくなります。今後も気候変動等の影響により豪雨災害の発生が見込まれます。当該豪雨災害を想定し、ダム等の施設に流木止めを設置し、流木による河川氾濫を防止することも重要ですが、豪雨災害の影響を受けづ

らい森林を造成することが何よりも重要であると考えます。また、除間伐等が行き届いていない森林は暗く、見通しが悪いいため、このような森林が増えると、有害鳥獣が人間から隠れやすく、また人里に下りてきやすくなります。2040年においては、

- ① 松くい虫被害を受けている森林においては松くい虫被害を受けない樹種へ転換され、
- ② 岩崎川・大白沢川上流沿いの森林及び有害鳥獣による被害を受けている人里周辺の森林においては森林整備が十分に行われるべきと考えます。

このことを踏まえ、本町は、

- ① これらの森林の所有者に森林整備・樹種転換を適切に行うよう働きかけ、
- ② これらの森林のうち所有者に森林整備・樹種転換を行う意欲及び能力が乏しいものについては、森林経営管理制度等を活用し、本町が経営管理を受託し、
- ③ 当該森林を極力集約した上で、町内外の林業経営体に経営管理を再委託し、
- ④ 再委託できる林業経営体が町内外に存在しない森林については、当該森林において新規に就業する者を募り、又は本町自らが当該森林の経営管理を担います。

また、特定の林業経営体が森林の経営管理を受託すればするほど、当該林業経営体にかかる負担は大きくなります。当該負担を軽減するためには、地域ぐるみで当該林業経営体を支援することが重要と考えます。例えば、経営管理を委託した森林の

所有者が、休日に当該森林において、自前の機械でできる下刈り、除伐等の施業を行うこともこのような支援に当たると考えます。森林の経営管理を受託する林業経営体がこのような支援を受けられるよう、地域における関係性づくりも本町は支援してまいります。



北谷地山内の松くい虫被害の様子

(2) 原木林造成による原木椎茸の生産推進

本町は原木椎茸の生産がさかんであり、平成28年度における

本町の原木椎茸生産量は県内 1 位の 88,943kg となっております。原木椎茸の生産振興のためには、生産資材である原木が椎茸生産者へ安定的に供給されることが重要であります。原子力発電所事故により、福島県近辺の原木林が放射性物質に汚染されたことで、全国的な原木の供給不足及び価格高騰が生じております。例えば、岩手中央農業協同組合が椎茸生産者に販売した原木 1 本当たりの平成 29 年度の平均単価は、震災前過去 3 年間（平成 20 年度から平成 22 年度まで）の平均単価の約 1.8 倍となっております。平成 30 年 8 月時点では特用林産施設等体制整備事業、東京電力からの損害賠償等により原木の購入に係る負担はある程度軽減されておりますが、前者については復興期間の最終年度である平成 32 年度において終了し、後者についても今後も継続されるかは不明確であります。

以上の現状を踏まえ、2040 年には本町の椎茸生産者が安全な原木を原子力発電所事故以前とほとんど同額で安定的に入手できるようになるべきと考えます。そして、そのためには本町の椎茸生産者が優先的に活用できる原木林が本町又は近隣市町に造成されるべきと考えます。

また、原木林は、伐採しても 15 年から 20 年後には萌芽更新により再生し、広く根を張るため豪雨災害による土壌流出を防ぐ上で効果的であります。このような環境保全・防災の観点からも、本町又は近隣市町に原木林を造成すべきと考えます。

このことを踏まえ、本町は、

- ① 椎茸生産者の意向を踏まえ、本町又は近隣市町において

原木林を造成する候補地を検討し、

- ② 椎茸生産者が希望する販売価格、販売量等を踏まえ、当該候補地の所有者に対して原木林の造成を働きかけ、
- ③ 当該候補地の所有者に原木林を造成する意欲及び能力が乏しい場合は、森林経営管理制度等を活用した上記の手順に則って、これらの候補地において原木林が造成されるよう支援いたします。



本町が県内一の生産量を誇る原木椎茸

平成31年 3 月

矢巾町長 高 橋 昌 造

